

第三者評価基準の構成イメージ図（R4.10.1改定後）

評価項目合計	(69項目)	(67項目)	(65項目)	(70項目)	(70項目)	(69項目)	(64項目)	(64項目)	(67項目)	(65項目)	(63項目)	(70項目)	(61項目)	(62項目)	(62項目)	(62項目)	(61項目)	(62項目)	
	義務化対象施設（H24～）																		
A 個別評価基準 （県独自）							居住系サービス	通所系サービス	訪問系サービス	保育所	放課後児童クラブ	児童館	救護施設	特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	通所介護	訪問介護	
B 内容評価基準 （国）	児童養護施設 (24項目)	乳児院 (22項目)	児童心理治療施設 (20項目)	児童自立支援施設 (25項目)	母子生活支援施設 (25項目)	自立援助ホーム (24項目)	障がい児・者施設 (19項目)	障がい児・者施設 (19項目)	障がい児・者施設 (22項目)	保育所 (20項目)	放課後児童クラブ (18項目)	児童館 (25項目)	救護施設 (16項目)	特別養護老人ホーム (17項目)	養護老人ホーム (17項目)	軽費老人ホーム (17項目)	通所介護 (16項目)	訪問介護 (17項目)	
C 共通評価基準 （国）	障がい、児童、高齢など全ての福祉サービスを対象とする (45項目)																		
	① 【社会的養護関係施設】						② 【障がい児・者サービス】			③ 【児童サービス】			④ 【生活保護関係サービス、 高齢者サービス】 (介護サービス除く)				④ 【介護サービス】 社会福祉事業サービス		⑤ 社会福祉事業 以外のサービス

国の評価基準
県の評価基準